

文部科学省告示第四十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条及び百三十三条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部省告示第六十二号）の特例を次のように定める。

平成二十一年三月九日

文部科学大臣 塩谷 立

1 平成21年4月1日からの特例

平成21年4月1日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）（以下「新高等部学習指導要領」という。）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年文部省告示第62号）（以下「現行高等部学習指導要領」という。）の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

（視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目）

- (1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校」という。）の福祉に属する科目については，現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の(1)の表福祉の欄中「福祉情報処理」とあるのは，「福祉情報処理，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用」とするものとする。
- (2) 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第3の7の規定の適用に当たっては，「又は「社会福祉演習」とあるのは，「，「社会福祉演習」又は「介護総合演習」とするものとする。

二 各教科

（視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉）

視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目の指導に当たっては，現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず，その全部又は一部について高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第3章第8節の規定によることができるものとする。

2 平成22年4月1日からの特例

平成22年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等部学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

(教育課程編成の一般方針等)

- (1) 教育目標，教育課程の編成の一般方針，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。），特別活動，自立活動及び総合的な学習の時間の授業時数等，教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項，指導計画の作成に当たって配慮すべき事項，単位の修得及び卒業の認定並びに重複障害者等に関する特例については，現行高等部学習指導要領第1章第1節，第2節第1款，第2款第4（第4の5を除く。），第3款，第4款，第5款及び第6款の規定にかかわらず，新高等部学習指導要領第1章第1節，第2節第1款，第2款第3，第3款，第4款，第5款及び第6款の規定によるものとする。この場合において，新高等部学習指導要領第1章第2節第4款の4の(2)中「専門学科」とあるのは，「専門教育を主とする学科」と読み替えるものとする。

(総合的な学習の時間の取扱い)

- (2) 総合的な学習の時間の取扱いについては，視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第3（7を除く。），知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては第1章第2節第3款第2の規定にかかわらず，新高等部学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(各教科に属する科目)

- (3) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における保健医療に属する科目については，現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の(2)の表保健医療の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，保健医療情報活用」とするものとする。
- (4) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における理容・美容に属する科目については，現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の(3)の表理容・美容の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，理容・美容情報活用」とするものとする。

(視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専

攻科)

- (5) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものについては、現行高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1の表保健理療の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，保健理療情報活用」とし、同表理療の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，理療情報活用」とし、同表理学療法法の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，理学療法情報活用」とし、同表理容・美容の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究，理容・美容情報活用」とし、同表歯科技工の表中「課題研究」とあるのは「課題研究，歯科技工情報活用」とするものとする。

二 各教科，道徳及び特別活動

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い)

- (1) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第2款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第2章第1節第2款の規定によるものとする。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健体育)

- (2) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定に準ずることができる。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の芸術)

- (3) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定に準ずることができる。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の体育)

- (4) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の体育に属す

る科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定に準ずることができる。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の音楽)

(5) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定に準ずることができる。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の美術)

(6) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定に準ずることができる。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健理療)

(7) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健理療に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第4款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第3款の規定によることができる。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理療)

(8) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理療に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第4款の規定によることができる。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法)

(9) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第6款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の印刷)

(10) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の印刷に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第7款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第6款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理容・美容)

(11) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理容・美容に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第8款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第7款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のクリーニング)

(12) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のクリーニングに属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第9款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第8款の規定によることができる。

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の歯科技工)

(13) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の歯科技工に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第10款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第9款の規定によることができる。

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)

(14) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第2節第1款から第3款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第2節第1款から第3款までの規定によることができる。

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道徳)

(15) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道徳の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第3章の規定によるものとする。

(特別活動)

(16) 特別活動の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第5章の規定によるものとする。

三 自立活動

自立活動の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第6章の規定によるものとする。

3 平成24年4月1日からの特例

平成24年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等部学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理科、数学及び理数に属する科目等)

(1) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の数学及び理科に属する科目並びにその標準単位数については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の2の表数学及び理科の欄の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の2の表数学及び理科の欄の規定によるものとする。

(2) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理数に属する科目については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の(1)の表理数の欄の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3の(1)の表理数の欄の規定によるものとする。

(3) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の数学及び理科に属する科目のうちすべての生徒に履修させる科目については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の(4)及び(5)の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第1章第2節第2款第2の1の(1)の工及びオの規定によるものとする。

二 各教科

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の数学)

(1) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の数学に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款

の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第2章第4節の規定に準ずるものとする。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理科)

(2) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理科に属する科目の指導に当たっては，現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第2章第5節の規定に準ずるものとする。

(視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理数)

(3) 視覚障害者等である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理数に属する科目の指導に当たっては，現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第3章第9節の規定に準ずるものとする。

附 則

この告示中，第1項は平成21年4月1日から，第2項は平成22年4月1日から，第3項は平成24年4月1日から施行する。ただし，第1項及び第3項の規定は，それぞれの施行日以降高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第5項で準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。